

食事、在宅療養、健診、予約制、附属施設等について

■入院時食事療養費

- ・入院時食事療養(Ⅰ) ・特別食加算 ・特別料金の支払いを受けることによる食事の提供
- ・当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)を東海北陸厚生局に届出しており、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

厚生労働大臣の基準に基づき患者さんから費用徴収をしています。

① 一般の方	1食	510円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方(③以外の方)	1食	240円
(過去1年間の入院日数が90日を超えている場合)	1食	190円
③ ②のうち所得が一定の基準に満たない70歳以上の方	1食	110円

上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(後期高齢者は居住地の市町村)の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて当院窓口に提出することにより、減額が受けられます。

②③に関して詳しくは加入している医療保険の保険者(後期高齢者は居住地の市町村)にお尋ねください。

■在宅療養指導実施施設

- ・在宅酸素療法、在宅自己注射、在宅自己腹膜灌流、在宅自己導尿等

■健診、その他

- ・総合健診 ・人間ドック(日帰り、1泊2日) ・健康相談 ・医療相談 ・在宅療養相談
- ・JA岐阜厚生連看護専門学校実習施設

■予約診療制

- ・全診療科

■附属施設

- ・ひだ訪問看護ステーション